

## 医療安全管理者の業務指針

新宮市立医療センター

2023年10月改訂

### 1. 医療安全管理者の位置づけ

医療安全管理者とは、院内における医療の質と安全確保のために必要な権限の移譲と、人材、予算及びインフラなど必要な資源を付与されて、院長の指示に基づいて、その業務を行う者とする。

### 2. 本指針の位置づけ

本指針は、安全管理を行うことを主たる業務とする医療安全管理者のための業務指針であり、安全管理以外の業務に従事しているか否かにかかわらず、「医療安全管理者として行うべき業務」を明確にするものである。

### 3. 医療安全管理者の業務

医療安全管理者は、院長から移譲された権限に基づいて、安全管理に関する体制の構築に参画し、委員会等の各種活動の円滑な運営を支援する。また、医療安全に関する職員への教育・研修、情報の収集と分析、対策の立案、事故発生時の初動対応、再発防止策立案、発生予防及び発生した事故の影響拡大の防止等に努める。そして、これらを通し、安全管理体制を組織内に根づかせ機能させることで、院内における安全文化の醸成を促進する。

#### 1) 安全管理体制の構築

- (1) 院内の安全管理体制の構築及び推進のため、職種横断的な組織としての安全管理委員会や安全管理部門等の運営に参画する。また、必要に応じて各部門の管理者と協力し、ワーキンググループやプロジェクトチーム等、適宜対策を立案できる組織体制を構築する。
- (2) 安全管理に関する基本的考え方や、安全管理委員会その他、院内の組織に関する基本的事項等について明示した、安全管理のための指針を策定する。
- (3) 安全管理に関する委員会等の組織の活動についての、定期的な評価と円滑な運営に向けての調整を行い、目的に応じた活動が行えるように支援する。

#### 2) 医療安全に関する職員への教育・研修の実施

医療安全管理者は、職種横断的な医療安全活動の推進や、部門を超えた連携に考慮し、職員教育・研修の企画、実施、実施後の評価と改善を行う。

- (1) 研修は、内容に応じて職員の参加型研修となるよう企画する。

- (2) 研修は、具体的な事例を用いて対策を検討するような企画を行う。
- (3) 企画に際しては、現場の職員だけでなく、各分野の専門家などの外部講師を選定するなど、対象および研修の目的に応じたものとする。
- (4) 研修実施後は、参加者の反応や達成度等について研修の評価を行い、改善を行う。
- (5) 院内巡視や事故報告による情報を基に、各部署・部門における、安全管理に関する指針の遵守の状況や問題点を把握し、臨床現場や研修の場での教育に反映させる。

### 3) 医療事故を防止するための情報収集、分析、対策立案、フィードバック、評価

#### (1) 医療安全に関する情報収集

医療安全管理者は、医療事故の発生予防および再発防止のための情報を収集するとともに、院内における医療安全に必要な情報を各部署、各職員に提供する。

##### 【院内の情報】

- ・ インシデント・アクシデントレポート
- ・ 患者・家族・職員からの相談や苦情
- ・ “患者さまアンケート”の結果
- ・ 院内巡視の結果
- ・ 各部門、部署の職員からの情報提供

##### 【院外の情報】

- ・ 厚生労働省や医療事故情報収集事業の登録分析機関等、各種専門機関の情報
- ・ 各種メディアの報道
- ・ 各種学術雑誌や専門誌、インターネット等に掲載された医療安全に関する研究や活動報告

#### (2) 事例の分析

医療安全管理者は、インシデント・アクシデントレポート等から収集した事例について必要に応じて分析を行う。分析においては、職員や患者の属性、インシデント・アクシデントの種類、発生状況等の分析を行い、医療安全に必要な情報を見出す。

#### (3) 安全の確保に関する対策の立案

医療安全管理者は、事例の分析とともに、医療安全に関する情報・知識を活用し、安全確保のための対策を立案する。

- ① 実行可能な対策であること
- ② 本院の組織理念・方針と矛盾がないこと
- ③ 対策に根拠があり成果が期待されること
- ④ 対策実施後の成果や評価が可能であること

#### (4) フィードバック、評価

医療安全管理者は、医療安全に関する情報や対策等について、各部署や職員へ伝

達する体制を構築する。具体的には、組織のラインを通じての情報提供とともに、定期的な医療安全ニュースの配付や職員への一斉メール配信等の方法によりフィードバックし、周知する。また、対策実施後の成果について評価・検討する。

#### 4) 患者相談窓口の体制支援

相談窓口等の担当者と密接に連携し、医療安全対策に係る患者・家族の相談に適切に応じる体制を支援する。

#### 5) 医療事故への対応

医療安全管理者は、事前に事故の発生に備えた対応を検討する。また、医療事故が発生した場合は、関係者の事故への対応について支援するとともに、事故によって生じる他の患者への影響拡大を防止するための対応等を行う。さらに、再発防止のための事例の調査や報告書の取りまとめ等に協力し、あわせて院内各部署へ周知する。

##### (1) 事故発生前の対策

緊急の報告を要する医療事故等の範囲や、勤務時間内および勤務時間外における医療事故発生時の報告体制等を盛り込んだ対応マニュアルを作成し、職員に周知する。

##### (2) 事故発生時の対策

医療安全管理者は、事故発生時の初動対応として、院長の指示に基づいて、次のような点が適切に行われるよう、必要に応じて支援する。

- ①医療事故発生現場の調査と関係者からの詳細な事実確認を行う。
- ②病院長・事務長・医療安全管理室長へ報告を行い、必要に応じて関係機関への報告を行う。また、事故内容に応じて、院内の事故調査委員会の招集を室長を通して病院長に要請する。
- ③医療事故に関連した破損器材や処置内容、データ等の保全をする。
- ④患者の主治医、当該部署の所属長らとともに、患者および家族への説明と理解に努める。病院としての方針や姿勢を示す場合は予め、病院長と確認・共有を行う。
- ⑤一連の診療や処置、患者・家族への対応や説明内容について、遅滞なく正確に診療録・看護記録等に記載するよう要請する。
- ⑥医療事故に関与した職員の精神的ケア等のサポートを所属長とともに行う。
- ⑦医療費減免や金銭的な補償を求められる場合、その他、紛争・訴訟に繋がること が予測される場合等は、医療業務課が窓口となって、院長との連絡を密にしながら慎重に協議し対応する。(必要に応じて賠償保険の適用について損保会社と相談を行う)

##### (3) 再発防止

医療安全管理者は、事故後に招集された事故調査委員会や関係者によって構成

されるワーキンググループなどの運営に協力し、事故調査や報告書の取りまとめに協力する。

また、医療安全管理者は、報告書に取りまとめられた再発防止策等について、院内各部署へ周知する。

#### 6) 安全文化の醸成

医療安全管理者は、当院の安全文化の醸成のために寄与する。

- (1) 職員からインシデント・アクシデントレポートや事故報告が遅滞なく報告され、病院安全管理委員会において原因分析が行われ、必要な対応策が検討・実施され現場に生かされるよう、全職員に働きかける。
- (2) 提供された医療安全の情報が、適切に生かされた事例の紹介を行う。
- (3) 医療安全に関連する情報収集、情報の提供、研修の開催等それぞれの場面に、職員とともに患者・家族が参加することで、医療安全の確保についての職員および患者・家族の意識が高まるよう働きかけを行う。
- (4) 医療安全の確保のためには、関連する情報の収集および提供が必要であり、その情報の活用にあたっては、個人の責任を追及するものとならないように配慮する。
- (5) 全職員が、医療の安全について真摯に受け止め、医療安全を高める環境創りを支援する。